

監査委員告示第 6 号

地方自治法第 199 条第 7 項の規定により、令和 3 年度財政援助団体等監査を実施しましたので、同条第 9 項の規定によりその結果を公表します。

令和 3 年 11 月 29 日

上田市監査委員 小池 功二
同 小坂井 二郎

令和3年度 財政援助団体等監査結果

上田市監査委員

1 監査の目的

平成28年度から実施している「指定管理者による公の施設の管理について」の監査結果を踏まえ、令和3年度においても指定管理者施設の所管課及び指定管理者が「上田市公の施設に係る指定管理者制度の基本的な考え方」や基本協定書等に基づいて事務執行が適正で合理的かつ効果的に処理されているかを目的としました。

2 監査の対象

監査対象	指定管理者	所管課
上田市塩田の里交流館	塩田の里交流館運営委員会	農林部 農政課
上田道と川の駅交流センター 上田市半過公園	上田道と川の駅 おとぎの里	都市建設部 交通政策課

3 監査の着眼点

対象とした指定管理施設の運営に関し、次の着眼点から監査を実施しました。

- (1) 関係法令等及び基本協定書等に基づき適切に管理されているか。
- (2) 指定管理者業務に係る会計経理は適正に行われているか。
- (3) 利用者サービスの向上や運営の効率化に努めているか。

4 監査の範囲

令和2年度の施設管理業務に係わる出納その他の事務

5 監査の実施内容

(1) 事務監査

上田市監査基準に従い、指定管理者の指定に関する調書、現協定期間における基本協定書及び令和2年度の年度協定書から業務報告書に至る一連の書類の提出を求め、その内容を監査しました。

なお、これらを監査するためには、各団体の予算、決算、会計処理、内部統制等についても確認する必要があるため、各団体から関係書類等の提出を求め、説明聴取して実施しました。

(2) 現地監査

管理運営状況等の実態を把握するため、指定管理施設の現地監査を実施しました。

実施日：令和3年10月4日 上田道と川の駅交流センター、上田市半過公園

令和3年10月7日 上田市塩田の里交流館

6 監査の期間

令和3年7月1日から令和3年11月22日まで

7 監査対象の概要

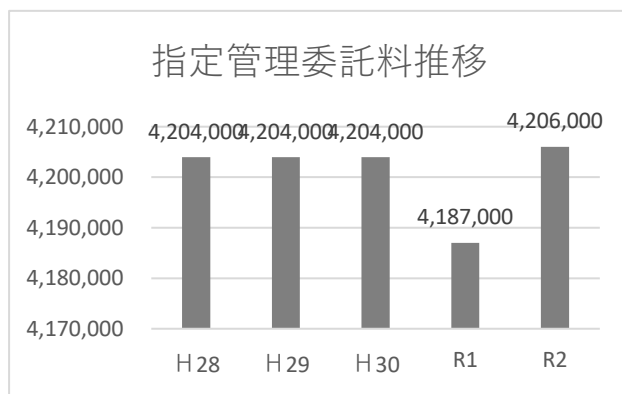
(1) 上田市塩田の里交流館

- 施設の設置目的 農業農村の持つ豊かな自然、美しい景観、伝統的な農業施設等を情報発信し、地域の活性化を図る
- ① 指定管理者 塩田の里交流館運営委員会
- ② 基本協定年月日 平成29年3月31日
(指定期間 平成29年4月1日～(平成34)令和4年3月31日 5年間)
年度協定年月日 令和2年4月1日
- ③ 指定管理料 4,206,000円
- ④ 指定管理料支出日及び金額
令和2年 4月30日 2,500,000円(1期目)
令和2年 10月20日 1,706,000円(2期目)
- ⑤ 料金制導入区分 使用料(収納委託)
- ⑥ 指定管理の内容
 - ・施設の概要(管理業務仕様書等より)
 - 所在地 上田市手塚792番地
 - 建物構造 木造
 - 敷地面積 3565.41㎡
 - 延床面積 499.54㎡
 - 建設年月日 平成21年6月10日
 - 施設構成 情報の間、体験の間、語りの間、研修の間、受付の間・企画の間
トイレ(男女各1、多目的1)
駐車場:829.7㎡ 33台分
 - ・管理業務(募集要項等より)
 - ア 上田市塩田の里交流館の利用許可に関する業務
 - イ 上田市塩田の里交流館の施設、設備等の維持管理に関する業務
 - ウ 前2号に掲げるもののほか、上田市塩田の里交流館の運営に関する業務のうち、市長のみの権限に属する業務を除く業務
 - エ 指定管理者に付帯する業務
 - オ 自主業務

⑦ 収支の推移

(単位：円)

	H28	H29	H30	R1	R2
収入項目					
指定管理委託料	4,204,000	4,204,000	4,204,000	4,187,000	4,206,000
施設使用料	195,490	213,270	217,275	222,365	111,815
地元負担金	400,000	400,000	400,000	400,000	400,000
コピー使用料	50,550	35,100	84,650	77,920	34,220
雑収入	15	12	11	11	12
収入合計 (A)	4,850,055	4,852,382	4,905,936	4,887,296	4,752,047
支出項目					
人件費	2,312,955	2,329,940	2,377,341	2,293,225	2,546,965
事務費	2,537,100	2,522,442	2,528,595	2,594,071	2,205,082
需用費	489,273	478,112	479,265	515,647	503,084
管理費	1,290,856	1,274,112	1,283,605	1,195,311	1,093,157
施設使用料	195,490	213,270	217,275	222,365	111,815
地元負担金	400,000	400,000	400,000	400,000	400,000
コピー使用料	50,550	35,100	84,650	77,920	34,220
運営委員会会計へ繰出	110,931	121,848	63,800	182,828	62,806
予備費	0	0	0	0	0
支出合計 (B)	4,850,055	4,852,382	4,905,936	4,887,296	4,752,047
収支差額 (A - B)	0	0	0	0	0



・指定管理委託料は毎年4,200,000円前後で推移し、大きな変動はありません。

・施設使用料、地元負担金、コピー使用料は「収納委託」方式で全額を上田市へ納入しています。

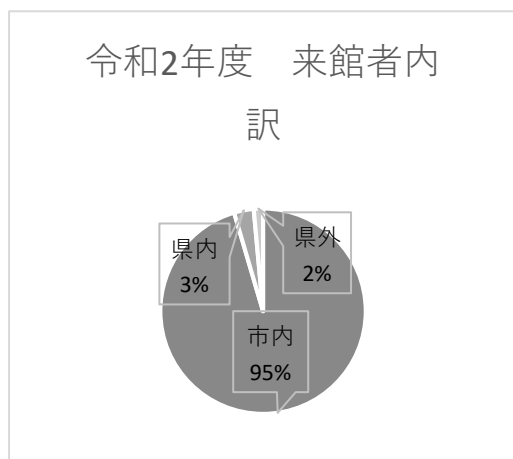
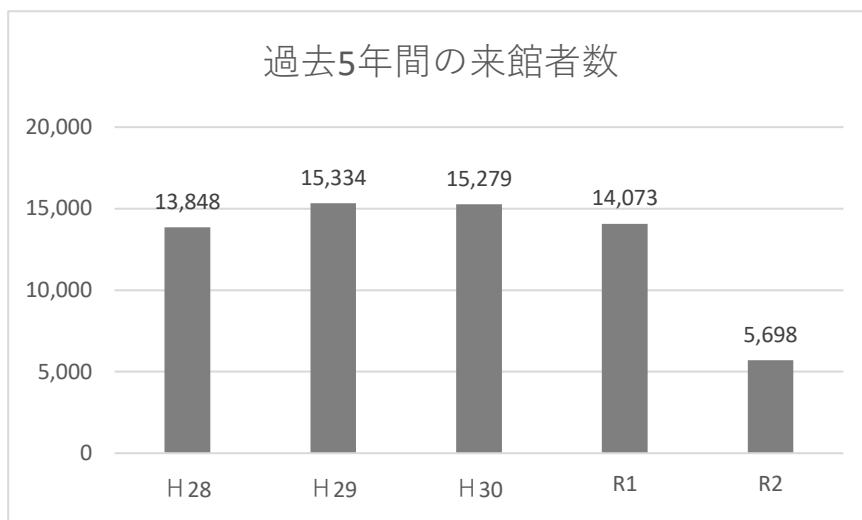
・収支差額は毎年60,000円～180,000円の黒字であり、塩田の里運営委員会会計へ繰り出しており、毎年0円です。

⑧ 利用状況

●過去5年間来館者数と内訳

(単位：人)

	H28	H29	H30	R1	R2	R2割合
市内	12,494	14,055	14,127	13,196	5,439	95.45%
市以外の県内	240	536	415	276	176	3.09%
県外	1,114	743	737	601	83	1.46%
合計	13,848	15,334	15,279	14,073	5,698	
月平均	1,154	1,278	1,273	1,173	475	



・過去5年間の来館者数合計は14,000～15,000人前後で推移してきましたが、令和2年度は新型コロナウイルス感染症のため、月平均500人以下と大幅に減少しました。

・令和2年度の来館者の内訳をみると、県内や県外からはわずかで、市内利用者が大多数を占めています。

●施設利用状況

(単位：人)

	H28	H29	H30	R1	R2
研修の間	2,865	3,856	4,353	4,003	1,311
語りの間	829	1,162	1,666	1,390	77
体験の間	1,704	1,512	1,935	1,472	461
企画の間	357	395	484	757	138
合計	5,755	6,925	8,438	7,622	1,987

(2) 上田道と川の駅交流センター、上田市半過公園

●施設の設置目的 道と川の駅に訪れる人々との交流を促進し、地域の活性化を図るとともに、災害時における市民の安全確保に資する

- ① 指定管理者 任意団体 上田道と川の駅 おとぎの里
- ② 基本協定年月日 平成30年3月30日
(指定期間 平成30年4月1日～(平成35)令和5年3月31日 5年間)
年度協定年月日 令和2年4月1日
- ③ 指定管理料 7,701,000円
- ④ 指定管理料支出日及び金額
- | | | |
|------|--------|-----------------|
| 令和2年 | 5月29日 | 3,000,000円(1期目) |
| 令和2年 | 7月10日 | 2,300,000円(2期目) |
| 令和2年 | 12月10日 | 1,700,000円(3期目) |
| 令和3年 | 3月22日 | 701,000円(4期目) |
- ⑤ 料金制導入区分 利用料金
- ⑥ 指定管理の内容

・施設の概要(管理業務仕様書等より)

所在地 上田市小泉2575番地2、3923番地

(1)上田道と川の駅交流センター

【東側建物】

建物構造 鉄骨造
敷地面積 1,369㎡
延床面積 224㎡
建設年月日 平成22年3月19日
施設構成 多目的室2、調理室、玄関ホール、管理人室、トイレ(男女各1)

【西側建物】

建物構造 鉄骨造
敷地面積 1,369㎡
延床面積 203㎡
建設年月日 平成25年5月15日
施設構成 飲食・物販室、調理室

(2)半過公園

開設面積 43,000㎡
供用開始日 平成23年3月31日
施設構成 多目的広場、芝生広場、ヘリポート、ドッグラン、四阿

(3)川の駅

施設面積 18,000㎡
利用開始日 平成14年3月31日
施設構成 親水水路、園路、緩傾斜堤防

(4)国設置施設

施設構成 駐車場：普通車66台、大型車25台、身障者2台、二輪車
情報ステーション、トイレ、休憩室、防災倉庫

・管理業務（募集要項等より）

ア 交流センターの利用許可等に関する業務

イ 交流センターの施設、設備等の維持管理に関する業務

ウ 前2号に掲げるもののほか、交流センターの運営に関する業務のうち、市長のみの権限に属する業務を除く業務

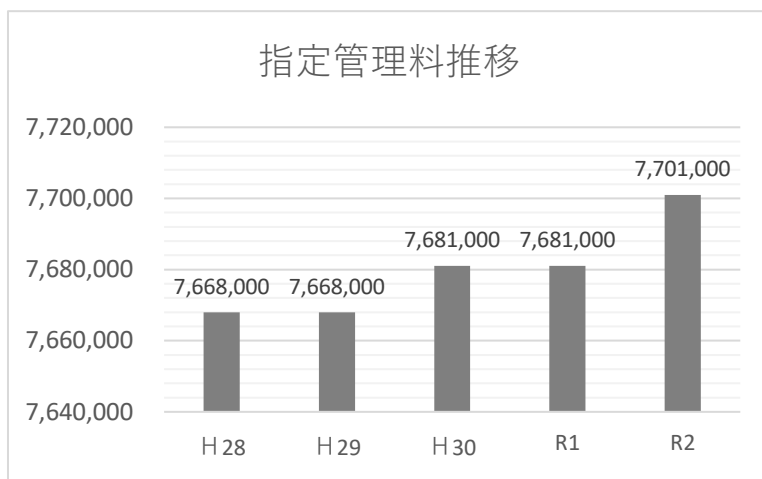
エ 指定管理者に付帯する業務

オ 自主業務

⑦ 指定管理料、収支の推移

(単位：円)

	H28	H29	H30	R1	R2
収入項目					
指定管理料	7,668,000	7,668,000	7,681,000	7,681,000	7,701,000
施設使用料	1,170	3,510	1,170	0	4,270
記念キップ販売	148,260	158,400	139,840	135,900	153,740
公衆電話	9,210	6,270	5,540	5,380	3,610
施設利用料	0	0	0	1,107,804	1,361,437
活動協賛金	0	0	0	833,317	424,520
費用弁償戻し	0	2,300	0	0	0
預金利息	22	14	0	0	0
雑収入・協力金	410,004	397,951	46,789	186,996	10,309
収入合計 (A)	8,236,666	8,236,445	7,874,339	9,950,397	9,658,886
支出項目					
人件費	3,551,001	3,599,699	3,534,696	4,637,063	4,846,516
役員手当	250,000	160,000	160,000	160,000	160,000
職員人件費	3,301,001	3,439,699	3,374,696	4,477,063	4,686,516
事務費	4,685,665	4,636,746	4,339,643	5,313,334	4,812,370
交通費	124,170	139,150	110,440	110,000	43,700
消耗品費	126,788	217,830	109,490	125,588	233,090
修繕費	486,590	103,120	105,112	101,996	186,560
図書印刷費	54,000	21,600	0	93,960	20,000
通信費	105,338	98,238	111,152	101,252	127,526
教育情報費	16,000	16,000	0	0	0
水道光熱費	1,878,381	2,249,339	2,159,339	2,247,732	1,924,498
燃料費	23,903	21,065	7,051	11,302	9,130
賃借料	24,000	19,359	22,156	17,364	10,000
委託費	1,454,580	1,420,620	1,246,540	1,461,160	1,429,350
保険料	115,915	14,645	145,089	681,445	527,264
租税公課	71,000	93,500	97,300	143,794	77,400
手数料	135,000	152,280	155,974	147,741	153,852
負担金	70,000	70,000	70,000	70,000	70,000
支出合計 (B)	8,236,666	8,236,445	7,874,339	9,950,397	9,658,886
収支差額 (A - B)	0	0	0	0	0



- 指定管理委託料は毎年7,600,000円～7,700,000円前後で推移し、徐々に増加傾向にあります。

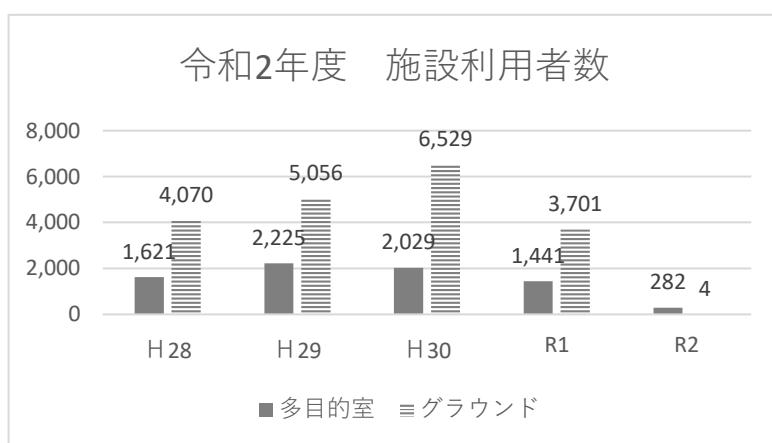
- 施設委託料は利用料金制を取っていますが、ほとんどが減免対象であり、使用料収入はわずかです。

⑧ 道と川の駅交流センター 施設利用状況

● 過去5年間の利用者数

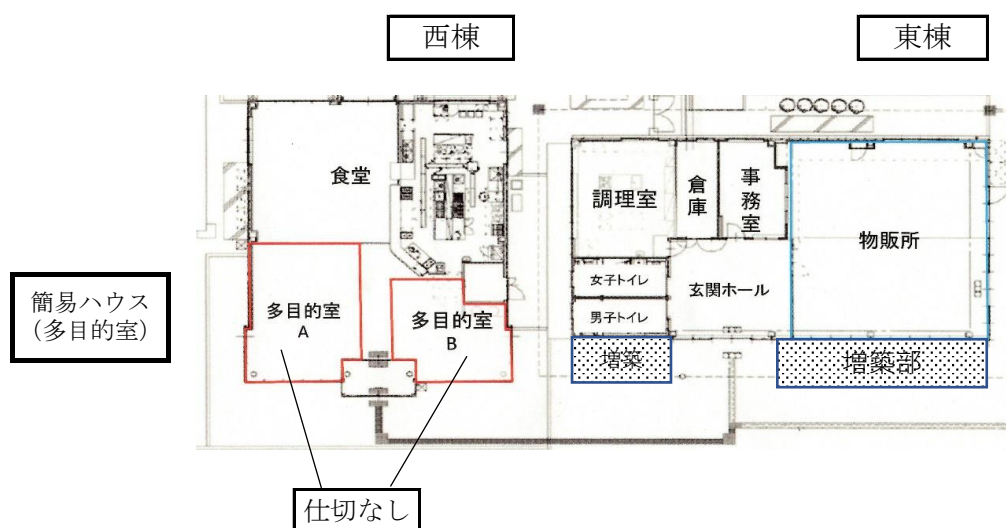
(単位：人、日)

		H28	H29	H30	R1	R2
交流館多目的室	人数(人)	1,621	2,225	2,029	1,441	282
	日数(日)	186	184	225	142	57
グラウンド	人数(人)	4,070	5,056	6,529	3,701	4
	日数(日)	43	65	121	60	2



- 過去5年間の施設利用者数合計は、交流館多目的室が1,400～2,200人、グラウンドは4,000人～6,500人で推移してきましたが、令和2年度は新型コロナウイルス感染症のため、大幅に減少しました。

⑨ 道と川の駅交流センター 平面図



8 監査の結果

■塩田の里交流館 所管課：農林部 農政課

(1) 施設の利用時間及び休業日に関すること

施設の利用時間は午前9時から午後5時まで（予約により午後10時まで）、休業は水曜日休館で運営されていますが、「上田市塩田の里交流館条例」では午前9時から午後10時まで、無休となっています。管理業務仕様書には利用時間や休業日の変更には市長の承認が必要とされていますが、手続きがなされていませんでした。

(2) 行政財産目的外使用に関すること

施設内で地元産農産物や地域の方が製作した陶芸品等の物品が販売されていますが、管理業務仕様書には売店の設置にあたっては行政財産の目的外使用として事前に市の許可を得る必要があるとされていますが、申請と許可の手続きがなされていませんでした。

(3) 備品の管理に関すること

基本協定書では、市が無償で貸与している備品を備品1、指定管理費で購入した市に帰属する備品を備品2、指定管理者の負担で購入した備品を備品3と区分し、財産台帳を作成し管理することを定めています。

このことについて、基本協定書では備品1に属する備品のみとなっていますが、現地監査において、備品3に区分されるべき備品が保管されていましたが、財産台帳が整備されていませんでした。

■上田道と川の駅交流センター 所管課：都市建設部 交通政策課

(1) 施設使用許可申請書に関すること

当該施設利用者の大部分は減免対象となっていますが、使用されている施設利用許可申請書には減免申請の記載部分がありませんでした。

(2) 事業報告に関すること

指定管理者募集要項（管理業務仕様書）には自主事業は条例で示す業務のほかに行うものとされ、施設管理業務とは切り離して実施するものであるが、事業報告の収支報告書においては施設管理業務と自主事業が一括の決算額で提出されていました。

(3) 備品の管理に関すること

基本協定書では、市が無償で貸与している備品を備品1、指定管理費で購入した市に帰属する備品を備品2、指定管理者の負担で購入した備品を備品3と区分し、財産台帳を作成し管理することを定めています。

このことについて、基本協定書では備品1に属する備品のみとなっていますが、現地監査において、備品3に区分されるべき備品が保管されていましたが、財産台帳が整備されていませんでした。

(4) 多目的室の配置変更に関すること

上田道と川の駅交流センター条例で利用できる施設として、当初集会施設として建設された東側建物にある多目的室ABの利用料金が記されていますが、平成30年3月に壁が撤去されて物販所に変更され、西側建物に多目的室を配置替えした経過がありました。現地調査では変更後の多目的室ABは部屋として仕切られておらず貸出しは不可能な状態でした。

東側建物は建築基準法上、集会施設から物販施設への用途変更が必要です。

(5) 簡易ハウス、東側建物増築部分の設置に関すること

西側建物の隣に指定管理者所有の簡易ハウスが行政財産目的外使用許可により設置されており、これを多目的室として利用者に貸し出している実態です。条例は改正されていないので、多目的室の貸出と使用料金は根拠がない状況です。

また、東側建物正面には建築確認許可申請のない増築された建造物があります。これら建物は建築基準法に抵触すると思われる状態です。

(6) 環境維持活動作業協賛金に関すること

指定管理業務範囲は非常に広大であることから、草刈やゴミ拾い等の環境維持に活用するため、デイキャンプ利用者の賛同者のみから「環境維持活動作業協賛金」を徴収していました。協賛金の申し出者はほとんどないとのことですが、指定管理区域内での徴収であるので担当課との協議が必要と思われます。

(7) 多目的グラウンド（半過グラウンド）の貸出しに関すること

指定管理業務範囲の中には多目的広場（半過グラウンド）も入っており、上田市都市公園条例で管理は指定管理者が行うこととされています。当該広場では年間40日以上はソフトボールが行われておりますが、上田市体育施設条例で定める体育施設には入っておらず、体育施設として位置付ける検討が必要と思われます。

(8) 行政財産目的外使用料の納付時期について

行政財産の目的外使用料は使用前納付が原則とされていますが、出納整理期間中である令和3年4月に納付されていました。年間をとおして使用するものについては正当な理由がない限り年度当初に納付させるよう改善が必要です。

9 監査の意見

(1) 所管課の指導監督体制について（農政課、交通政策課）

指定管理者の業務は条例や基本協定書等において明文規定されています。しかしながら今回監査で確認したところ、条例上で定められている市施設の休業日や開館時間の変更を行う場合の上田市との協議と承認手続き、自主事業の収支報告、施設内で行う物販についての行政財産目的外使用許可手続き、指定管理者所有備品の台帳整備等がなされていませんでした。

また、上田道と川の駅については、指定管理者である「（任意団体）上田道と川の駅おとぎの里」と行政財産目的外使用で物販や飲食を提供している「（株式会社）おとぎの里」は資金面等密接な関係にあり、指定管理の状況を見るうえで株式会社の財務諸表も確認する必要があると思われます。

指定管理業務を行うにあたり、必要とされる協議や諸手続きについて適正に行うよう、所管課のさらなる指導監督が必要と考えます。

(2) 法令の遵守について（交通政策課）

上田道と川の駅の指定管理部分は当初「集会施設」として建設されましたが、飲食物販施設への要望が強く寄せられたことから、内部協議を経たうえで既存の建物の利用区分変更により集会施設を物販施設に改修したり、簡易ハウスを多目的室として貸し出しています。また、東側建物正面を一部増築して物販スペースとしていますが、これらについては建築基準法上の申請や変更届が不備であり、法令や条例に抵触するとうかがわれます。

簡易ハウスや増築部分を建築基準法上の各規程に適合するよう是正し、簡易ハウスを多目的室として貸し出していることに対する面積や形状変更に伴う使用料の再検討、簡易ハウスの行政財産化等、法令や条例と現状を合わせる必要があります。早急に対応すべきと考えます。

(3) 施設運営の協力体制について（交通政策課）

上田道と川の駅交流センターは物販（農産物）、観光、公園、グラウンド、防災といった多くの機能を持つ施設であることから、市の関係課も多数に及びます。所管課も農政部農政課をはじめ過去何度も変わってきた経過もあり、現在所管の交通政策課単独では解決できない問題は多々であると思われます。「上田道と川の駅パートナーズ会議」等を通じて各関係課と連携を強化し、所管課の見直しも含め、協力して取り組むよう求めます。

(4) 上田道と川の駅のあり方について（交通政策課）

上田道と川の駅は、当初、集会施設として計画されたところ、地域から物販施設の強い要望を受けて現状の施設の中で物販を行っている状況であり、手狭であることを踏まえ、令和3年度実施計画第3編第1章「次代へつなぐ農林水産業の振興」の中で「上田道と川の駅の農産物直売所建設事業」が項目計上されており、農産物直売所の機能拡大が図られるものと思われます。

道と川の駅交流センターの「訪れる人々との交流を促進し、地域の活性化を図る」という本来の目的が達せられるよう、指定管理者や自治会等地元関係者、市関係各課と今後の農産物直売所を含めた施設のあり方については十分な協議のうえ、地域住民はもとより利用者等誰もが好感が持てる持続可能な施設に育ててほしいと望みます。

道と川の駅は国、県、市の行政財産が混在するエリア特性であり、それを官と民が効率運用することにより公共財産の利用価値が増加します。難しい課題であるからこそ全部局、議会が相互補完し早期に検証し完了させてください。